

2015 年度東京都U12ブロックリーグ戦 14 ブロック運営の考え方(案)

2015/3/24 版
東京都少年サッカー連盟
14 ブロック運営部

1. U12 ブロックリーグ 14 ブロック運営考え方

U12 ブロックリーグ 14 ブロックを実施する為、各ブロックの幹事・副幹事チームにより試合の開催等の運営を行っていただくが、14ブロックとしての共通認識のもと運営を行うため、当運営の考え方を定める。

前期・後期の幹事、副幹事チームの運営方法を出来るだけ統一する。

2. 試合日程について

(1) 4 月 1 週～10 月第 1 週までの間、ほぼすべての週を、U12 ブロックリーグ戦の開催指定日とする。

・開催指定日:各ブロック加盟チームは、当該指定日については 各ブロックの会場提供の不足を除き、試合を実施する。試合は、原則 土曜日・日曜日の開催とする。

注:1 日の試合数は 2 試合まで、土日の 2 日間でも 3 試合まで(15 分ハーフの場合)と決められている。
14B の試合は、全試合 15 分ハーフとする。

注:土曜日・日曜日の開催の場合、1 チーム 3 試合まで試合を実施可能。

・試合の開催日は、原則 2 週間前には決定しますが、雨天延期等の場合 会場調整等が発生するため 1 週間以内に決定する場合がある。

3. 会場提供について

(1)各ブロックの加盟チームは、上記 指定日に、土曜日 若しくは 日曜日に会場提供を行うこと。

その為、加盟チームは最低、月に 2 日間(出来れば半日以上)の会場提供を行う義務がある。

注:試合は、15 分ハーフの為 出来るだけ 1会場:3 試合、4 試合の開催を希望する。

・会場提供の場合 最低 2 時間以上の会場提供をお願いします。

・会場提供の目安としては 2 時間で 2 試合、3 時間半で 4 試合消化可能

試合の時程表(案)別途 リーグ戦の試合時程表を参照(3 チーム案、4 チーム案)

3 チームリーグ案、4 チームリーグ案で実施予定

例 3 チーム 1×2、1×3、2×3 時間 9 時、10 時、11 時

4 チーム 1×2、3×4、1×3、2×4

時間 9 時、9 時 40 分、10 時 40 分、11 時 20 分

(ブロック加盟チームは幹事・副幹事チームからの要請があれば、会場提供の申請後、他の会場で試合決定した場合 会場提供(不採用)の当該チームは幹事・副幹事チーム要請で、出来るだけ他の土曜日・日曜日の予備会場として会場提供を行うこと)

理由:例 第 1 週が雨天の場合、第 2 週にはリーグ戦を実施を想定

(2) 上記 会場提供が出来ない加盟チームは各ブロック幹事チーム・副幹事チームへ連絡する事。
チーム使用の会場が狭い場合、幹事・副幹事チームへ連絡して、了解を得ること。

会場使用の標準基準:縦 68メートル、横 50メートル

最少会場(案):縦 59メートル以上、横 38メートル以上とする

注:会場提供の狭い当該チームには、他 14B 低学年大会への会場提供を義務付ける。

(3) 会場提供時には、以下の内容を報告する事

・会場提供日、入場時間、駐車可能台数(全チーム分の合計台数)、使用時間帯
(入場 8 時 30 分～会場使用期限時間 12 時 30 分)、会場使用での注意事項

理由:幹事チーム等で 何試合可能か判断できるため

(4) 上記 指定日に会場提供が出来ない加盟チームは 会場提供できない理由を各ブロック
幹事・副幹事チームへ連絡する事。

⇒幹事・副幹事チームは、会場提供状況、会場提供できない理由を、14B 運営部へ適時報告する事。

(5) 14B 運営部にて各市の会場の手配が出来る場合、各ブロックへ出来るだけ均等配分で会場提供を行
う。

例 東大和市:桜が丘、小平市:小川西・中央公園、東村山市:経済産業省
出来るだけ、事前の提供を行う予定。

4. 開催日の決定

(1) 開催日の決定は、加盟チームの会場提供の状況で、各ブロックの幹事、副幹事チームが相談
し決定する。

注:リーグ戦の趣旨から 1 か月間での連続開催での実施は不可とする。

例 4 月の全週の土曜日・日曜日で当該チームのリーグ戦を実施しない。

(2) 加盟チームにて免除日の申請がある場合、出来るだけ、開催の会場は、免除日の申請チームへ
依頼する。

5. 各ブロックの報告について

(1) 試合会場の運営について

リーグ戦の会場運営は以下を予定。

・ 会場提供チームは、原則 会場設営・会場の後片付けと会場運営を行う。

但し、会場提供チームでの運営が厳しい場合、会場運営は、当日の参加チームで運営を
お願いする場合がある。

* 当該会場運営は、会場提供できないチームを主として、全チームが行うこと。

(その場合:会場運営のチームは、各ブロックの幹事・副幹事チームが指定する)

■ 幹事、副幹事チームは、リーグ戦の開催実施後、会場運営チームからの報告内容について以下
の調整を行う

① 各会場運営チームからの報告は、試合の実施日、当日中に行うこと。

・会場運営チームからの報告内容について、報告の記載内容の確認を行う。

<記載内容に不備がある場合、指摘事項を連絡して、再提出を行っていただく事になる>

- ・会場運営チームからの試合結果は、遅滞なく 14B の大会結果を更新する事。
- ・会場運営チームからの連絡をもとに、各ブロックの違反項目を14B 運営部への報告を行うこと。

⇒報告資料

1:各会場運営チーム⇒幹事・副幹事チームへ(当日、19:00 頃までに報告)

- ・試合記録用紙(スキャンした画像が望ましいが、デジカメ 等で撮影した画像でも構いません。Excel へ入力したファイルの提出は不可)
- ・審判報告書(スキャンした画像が望ましいが、デジカメ 等で撮影した画像でも構いません。Excel へ入力したファイルの提出は不可)

2:幹事・副幹事チーム ⇒ 14B 運営部へ

開催日当時の各会場チームからの報告を纏めて報告する。

< 報告内容は会場チームからと同様とする >

- ・試合記録用紙
- ・審判報告書

6. 後期リーグ戦の幹事・副幹事チームの決定について

- (1) 後期リーグ戦の幹事・副幹事チームの決定は、前期リーグ戦の幹事・副幹事チームと 14B 運営部で相談し、14B 運営部で後期リーグ戦の幹事・副幹事チームを指名する。
- (2) 各ブロック加盟チームは、14B 運営部の指名について、特別な事情を除き受諾する事。

本年度以降、原則 全参加チームに幹事・副幹事を行って頂く予定。

7. 指定日免除の報告方法について

- (1) 免除条件は 14B 版細則を参照
- (2) 各ブロックの加盟チームは、上記 免除条件に当てはまる場合、幹事・副幹事チームへ原則 1 ヶ月前には、連絡(免除申請)を行うこと。 **免除申請書:別途 作成予定**
注:学校行事は 年度初めに全加盟チームの予定を各市運営委員を通じて 14B 運営部へ提出して頂く。
- (3) 14B 版細則の追記:学校行事での免除は、各チームの選手所属の主要小学校、2 つの学校行事のみ免除条件とする。
2 つの学校以外に所属選手が居て、免除申請を行う場合、当該チームは 所属選手の学校別、所属人数の明細を 14B 運営部へ提出して、3 学校以上での学校行事での参加不可の承認を得ること。 原則 学校行事があっても 10~11 名以上の参加が見込まれる場合免除しない場合がある。 免除申請は 最低1ヵ月以上前とする。

8. 試合中止時の連絡について

雨天による試合中止の判断は会場提供チームが行い、第 1 試合開始の 2 時間前までに対戦相手チームへ連絡すると同時に、幹事・副幹事チームへ連絡する。